

# ごみ減量化・資源化のさらなる推進を!

まち美化推進課 ごみ減量推進担当  
TEL (36)1133  
FAX (36)5374



～みんなできれいな木更津!～

平成16年に燃やせるごみ・燃やせないごみを有料化してから14年が経ちます。その間人口も世帯数も増加している木更津市ですが、資源ごみの回収量は年々減少しています。ごみの分別をもう一度見直し、燃やせるごみ・燃やせないごみを減らしましょう。

スプレー缶・ガス缶の排出方法や小型家電の回収などのお問い合わせの多いものについて分別の仕方を掲載しておりますので、今一度ご確認ください。

## 年末のごみの受入れについて クリーンセンターの年末のごみの受入れについてお知らせします。

12月		
29日 (土) 8時30分 ～ 14時00分	30日 (日) ご注意 ください <b>休業</b>	31日 (月) 8時30分 ～ 16時00分

※いずれも一般家庭から排出されたごみに限ります。事業系ごみについては受入れができません。

※年末は特に持ち込み件数が多いため、待ち時間も長く、1～2時間となる恐れがあります。混雑防止のため、指定ごみ袋に入るものはごみステーションへお出しください。

※年末は小型家電の受入れは行いません。

## 祝日はごみの持ち込みができません!

12月24日(月)は祝日のため、クリーンセンターは休業とし、ごみの受入れは行いません。あらかじめご了承ください。

## 年末年始のごみの収集について

年末は  
12月31日(月)

年始は  
1月4日(金)

ごみステーションにおける定期収集については、ごみ出しカレンダーのとおりです。年末は12月31日(月)まで(12月30日(日)は休業です)、年始は1月4日(金)からとなります。

## スプレー缶・ガス缶の排出方法について

スプレー缶、ガス缶などが原因と思われる、ごみ収集車やクリーンセンターの爆発・火災事故が発生しています。ごみを出す皆さんの安全のため、ごみ収集車、クリーンセンターの火災事故等を防ぐために、正しい方法でガスを抜いて「燃やせないごみ専用指定袋」でごみを出しましょう。

### ＜スプレー缶・ガス缶の出し方＞

手順  
1

中身の有無を確認して、残っている場合は使い切る

手順  
2

使いきれない場合は、火気のない風通しのよい屋外でガスを抜く  
詳しいガスの抜き方はホームページを確認していただくか、クリーンセンターまでお問い合わせください。



手順  
3

中身がなくなったことを確認した後、穴を開ける



手順  
4

しばらく風通しのいい屋外に置き、完全にガスを抜いた後、「燃やせないごみ専用指定袋」に入れる

※すぐに袋に入れると、ごみ袋にガスが溜まる場合があります。風通しのいい屋外にしばらく置いて、完全にガスを抜いてから「燃やせないごみ専用指定袋」に入れてください。

## ガス抜きが不安なときは

ホームセンター等でガスを抜くための器具が販売されています。専用器具でガス抜きするか、ガス抜きに不安があるときは、クリーンセンターへご相談ください。

## 【雑草等の処理対策について】

本市では、空き地における雑草等の繁茂を解消し、快適な生活環境の保全を図るため、「木更津市雑草等処理対策本部」を設置し、市域全般の状況を調査しています。

雑草等が繁茂している空き地に対しては、その所有者に対し、刈取り等について指導等を行っています。

お近くの空き地の雑草等にお困りの方は、次の「地区担当課一覧表」をご確認いただき、該当地区の担当課等へご相談ください。

※「地区担当課一覧表」はホームページ参照

<http://www.city.kisarazu.lg.jp/resources/content/691/tantoukaitiran.pdf>

## 【不法投棄対策について】

不法投棄は、自然環境への影響や財産の侵害等が懸念され、生活環境も脅かされます。

本市では、不法投棄監視員制度の活用、パトロールの実施、不法投棄防止用資材(看板・木杭)の配布及び監視カメラの設置等により、不法投棄の未然防止及び早期発見に努めています。

不法投棄された場所が市道の場合には管理用地課(TEL 23-8177 木更津市クリーンセンター内)へ、

それ以外の場合にはまち美化推進課(TEL 36-1133 木更津市クリーンセンター内)へご連絡ください。

また、私有地への不法投棄について、その行為者が特定できない場合には、その土地の所有者又は管理者の責任において撤去・処分等を行っていただくことになります。不法投棄の防止対策として、「不法投棄禁止看板」が必要な方は、まち美化推進課へご相談ください。



## ○小型家電の無料回収を行っています!

**クリーンセンターでは家庭で使用していた一辺が40cm以内の小型家電を無料で受入れしています**

### <受入れできるもの>

携帯電話・パソコン・デジタルカメラ・CDプレーヤーなどの小型家電で、一辺が40cm以内のもの。

※パソコンは、メーカーによるリサイクル制度もありますが、小型家電リサイクル法の施行により市でも回収できるようになりました。



### <受入れできないもの>

- ・家庭以外(事務所等)で使用されていたもの
- ・家電リサイクル法の対象品(エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機)
- ・一辺が40cmを超えるもの(エレキトーン、マッサージチェア、電気カーペット、石油ファンヒーターなど)
- ・パソコンのブラウン管モニター
- ・電池、バッテリー、電球、電子ライターなど

**受入れ日時** 月～金曜日(土・日曜日・祝日、年末年始を除く)  
午前8時30分～午後4時

**受入れ場所** クリーンセンター内に設置の「小型家電回収ボックス」

**注意** 個人情報が含まれる携帯電話などは、データを消去してから持ち込んでください。一度「小型家電回収ボックス」に入れた小型家電は、返却できません。

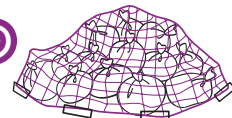
## 【ごみのポイ捨てについて】

市内には、タバコの吸殻やペットボトル等のポイ捨てが見受けられます。

本市では、ごみのポイ捨て防止対策として、「ポイ捨て防止看板」を市内5箇所に、「たばこポイ捨て禁止路面表示シート」をJR木更津駅周辺6箇所に、それぞれ設置しています。

ごみのポイ捨ての防止・抑止にご理解をいただき、「きれいなまちづくり」の推進にご協力ください。

## ○ごみステーションの利用について



ごみを出すときは、正しく分別し、指定のごみ袋に入れる等し、指定の収集日の朝8時30分までに必ず出しましょう。複数種類の収集があるごみの日は、種類により収集時間や収集する車が異なります。収集されていないごみを見て「まだ間に合う」と思いごみを出さないようお願いします。

また、ごみステーションは地域にお住まいの皆様がお使いになるものです。分別・排出方法を守り排出する方々が気持ちよく利用できる環境を作っていきましょう!

ごみの分別・排出についてご不明な点がございましたら、まち美化推進課(TEL 36-1133 木更津市クリーンセンター内)までお問い合わせください。